

天敵農薬の再評価の優先度について（案）

1. 背景

農薬の再評価については、「農薬の再評価に係る優先度の規準」（第17回農業資材審議会農薬分科会資料）に基づき、順次、手続を進めているところ。

天敵農薬については、同規準に基づき優先度Dに分類されているが（令和7年9月30日現在で21成分）、円滑に再評価を進めるために、天敵農薬の中での優先度を定める必要がある。

2. 優先度の考え方（案）

我が国で製剤出荷量*が多い天敵農薬を優先して再評価することとしてはどうか。また、我が国で多く使用されていない天敵農薬であっても、人為的な形質選抜がされ、在来種に対する考慮すべき懸念がある場合は、優先して再評価を行うこととしてはどうか。なお、再評価を円滑に進めるために、同一の天敵生物を有効成分とする天敵農薬については、時期を揃えて審査を進めることとしたい。

優先度	種別	規準
優先度Ⅰ	製剤出荷量*の多いもの	製剤出荷量が1,000 kg/年以上のもの （ただし、出荷量によらず、在来種に対する考慮すべき懸念（人為的な形質選抜）があるものも含むこととする。）
優先度Ⅱ	製剤出荷量が中程度のもの	製剤出荷量が10 kg/年以上、1,000 kg/年未満のもの
優先度Ⅲ	製剤出荷量の少ないもの	製剤出荷量が10 kg/年未満のもの

※農薬要覧における、製剤の国内出荷量（令和元農薬年度～令和5農薬年度の平均）。原則として、国内生産量＋輸入量として算出。なお、同一の天敵生物を有効成分とする天敵農薬が複数あった場合、その総計。